

e-Japan戦略 加速化パッケージ(素案)のポイント

アジア等IT分野の国際戦略 (A; Asia)

日-ASEAN東京宣言を踏まえ、IT国際政策を総合的・整合的に推進：
国際政策に係る基本的な考え方をIT戦略本部のもとで策定

IT分野でのアジア2国間協力に加え、多国間協力を推進
インドネシア、フィリピン、ベトナムとの協力をさらに拡大

セキュリティ政策の強化 (B; Block and Back-up : Security)

“ITを守る” (公共分野・重要インフラの情報セキュリティ強化と人的基盤の充実)

内閣官房等政府の情報セキュリティ体制の強化

地方公共団体における情報セキュリティ対策の効果的・効率的実施

“ITで守る” (ITの活用による国民生活、社会・経済活動の安全・安心の確保)

空港、港湾等におけるテロ対策等の充実・強化・テロに強い電子ポート

コンテンツ政策の推進 (C; Contents)

知的財産戦略本部における積極的な検討を要請、IT戦略本部もフォロー：
ブロードバンド上でのコンテンツの流通促進

裁定制度の運用の見直し等

“日本版バイドル制度”の拡充

研究成果の開発者帰属(日本版バイドル)をコンテンツ、ソフトウェアの請負に拡大

IT規制改革の推進 (D; Deregulation)

民間文書の電子保存の推進 “e-文書イニシアティブ”

統一的な法律(通称「e-文書法」)の制定も視野

IT化が遅れている分野の規制改革

民法・中間法人、NPO法人の議決権行使、聴聞等の対面による行政手続、処方せん等の電子化

現実世界とサイバースペース上の制度の整合

電子的手段による資格保有証明等の推進(サイバースペース上でも生きる医師、弁護士等資格)

電子的手段による債権譲渡の推進(電子手形サービス)

評価 (E; Evaluation)

評価専門調査会において民間の立場から評価

審議の結果を「e-Japan重点計画 - 2004」に反映させるため、本年度内にIT戦略本部に対して提言

その後も「e-Japan戦略」の推進状況を継続的に評価

電子政府・自治体の推進 (F; Friendly e-government and e-local government)

スペースの有効活用やペーパーレス化を通じた行政効率化の実現

国家公務員のテレワーク指針作成、試験的勤務(“ユビキタス公務員の創設”)、コスト・時間削減目標の設定

ITベンチャーからの政府調達への拡大

電子自治体における重複投資の解消、円滑な相互接続実現

電子自治体構築計画の策定、CIOの導入、事務の共通化、共同アウトソーシング等

e-Japan 戦略 加速化パッケージ (素案)

1. アジア等 I T 分野の国際戦略 (A : Asia)

日—A S E A N 東京宣言 (平成 15 年 12 月 11 日) の「相互に利益をもたらす情報通信技術協力計画の実現を通じ、アジアにおける情報通信網及びその流通量の拡大及び深化に協力する」及び日—A S E A N 行動計画の内容を踏まえ、より一層強力に、国際政策を推進するため、

- (1) アジアを中心とした I T に関する国際政策を総合的かつ整合的に推進するため、国際政策に係る基本的な考え方を I T 戦略本部のもとで策定するとともに、国際政策を統一的に評価・フォローアップすることを検討する。
- (2) アジア各国が I T 化を進める中で、各種システムの整合性、相互接続性及び相互運用性を確保し、相互利益を増大させることが重要であるため、上記の国際政策に係る基本的な考え方を踏まえつつ、「アジア I T イニシアティブ」の一層の具体化を図るとともに、「アジア・ブロードバンド計画」等のさらなる推進を図る。この際、アジア各国との 2 国間プログラムを推進するに加え、多国間の協力プログラムの実現を図ることを検討する。

2. セキュリティ (安全・安心) 政策の強化 (B : Block and Back-up: Security)

- 1) 「I T を守る」(公共分野・重要インフラの情報セキュリティ強化と人的基盤の充実)
 - (1) 各府省の情報セキュリティ水準を客観的に把握し、政府全体で統一のとれた安全対策を推進するため、内閣官房等政府の情報セキュリティ体制を強化しつつ、以下の施策を実施することを検討する。
 - 攻撃の予兆や被害に関する情報収集・分析
 - 各府省庁の情報セキュリティ対策の評価
 - 各府省庁の情報システムとその運用に関する安全基準の策定
 - (2) 地方公共団体における情報セキュリティ対策については、その実態の把握に努める一方、地方公共団体の自主的な取組みとともに、複数の地方公共団体において共同でセキュリティ対策を行う等、その効果的・効率的な実施の促進について検討する。
 - (3) 災害及び攻撃から重要インフラを防御するため、その情報システムが最低限満たすべき技術的水準及び運用基準について官民で協力しつつ検討する。
 - (4) 情報セキュリティに関する専門的知識・技術を持った人材を育成するとともに、情報セキュリティ意識を広く定着させるため、以下の施策の実施を検討する。
 - 政府機関職員的能力向上のための実務的な研修等

国民向けの啓発・広報活動等

- 2) 「ITで守る」(ITの活用による国民生活、社会・経済活動の安全・安心の確保)
 - (1) IT技術の活用による空港、港湾等におけるテロ対策や治安対策の充実・強化策を検討する。
 - (2) 災害時における被災状況の即時把握、各種防災情報の伝達など、国・地方公共団体間、住民等との間の効率的な情報共有を可能とする方策について検討する。
 - (3) 災害・犯罪時に国民からの緊急通報(様々な手段が考えられる)への対応が可能となるネットワーク、システムの整備等の推進を検討する。

3. コンテンツ政策の推進(C: Contents)

知的財産戦略本部において、重点課題として、下記(1)(2)及び(3)を積極的に検討することを要請するとともに、IT戦略本部においてもフォローしていく。

- (1) ブロードバンド上におけるコンテンツ流通を促進するため、著作権法上の裁定制度の利用促進など既存コンテンツの再利用の促進、ブロードバンドサービスを利用した放送の著作権法上の位置付け等について検討する。
- (2) 現在の著作権制度では放送とインターネット配信の位置付けが異なっているが、これについて、コンテンツ利用におけるインターネットの重要性の増大に応じた見直しを検討する。
- (3) プロデューサーやクリエイターの育成、流通事業者と製作事業者の間の公正な取引環境の整備、製作事業者による資金調達環境の整備、国等の有するコンテンツの二次利用の促進などについて検討する。
- (4) 日本版バイドール制度の拡充により、国、地方公共団体などの資金により製作される(請負契約)ソフトウェア、コンテンツの著作権を製作者に帰属させることができるようにすることを検討する。
- (5) 国等の有するコンテンツの利用機会の拡大と保存を目的として、国立国会図書館における政府刊行物アーカイブ構築への協力、同図書館のウェブページ・アーカイブを活用した政府各機関ホームページの長期的保存について検討する。

4. IT規制改革の推進(D: Deregulation)

1) e-文書イニシアティブ

法令により民間に保存が義務付けられている財務関係書類、税務関係書類等の文書・帳票のうち、電子的な保存が認められていないものについて、近年の情報技術の進展等を踏まえ、文書・帳票の内容、性格に応じた真実性・可視性等

を確保しつつ、原則としてこれらの文書・帳票の電子保存が可能となるようにすることを、統一的な法律（通称「e-文書法」）の制定の可能性も含めて検討する。

- 2) これまでの制度のIT化と比べ、IT化が遅れている分野の早期規制改革
 - (1) 民法・中間法人及びNPO法人の総会の議決権行使などを他の民間企業と同様に電子的に行えるようにすることを検討する。
 - (2) 行政と国民との間で対面で実施されている聴聞等の手続について、テレビ会議を活用して遠隔で行えるようにすることを検討する。
 - (3) 医療の向上と効率的な医療提供体制の構築に向けて、処方せんをはじめとする様々な診療情報の電子化など医療分野のIT利用促進を図るための方策を検討する。
- 3) 現実世界の制度とサイバースペース上の制度で整合等を図る必要のある規制改革
 - (1) 重要情報のオンライン転送にあたり、医師、弁護士等の本人性、資格保有等の証明を電子的にできる制度の構築について検討する。
 - (2) 電子的な手段による債権譲渡（「電子手形サービス」）を推進するための制度の見直しについて、現行法上、原則として確定日付のある通知・承諾が必要とされている債権譲渡の対抗要件の在り方を含めて検討する。

5. 評価(E : Evaluation)

本年8月に、e-Japan 戦略 に関する政府の取り組み状況について、民間の立場から評価を行う目的で、評価専門調査会を設置。本専門調査会における審議の結果をe-Japan 重点計画-2004 に反映させるため、平成15年度内にIT戦略本部への提言をまとめるよう求める予定。

その後も評価専門調査会において、e-Japan 戦略 の推進状況を継続的に広く評価することとしている。

（評価専門調査会での検討を踏まえて記述する）

6. 電子政府・自治体の推進(F: Friendly e-government and e-local government)

- (1) ITの活用による柔軟な勤務形態の実現や通勤負担の解消、スペースの有効活用、ペーパーレス化等を通じた行政の効率化を実現するため、以下の施策を検討する。

ITを活用した国家公務員の業務能率向上のための働き方であるテレワークを推進するため、指針の作成、試験的な勤務の実施等を行うことを検討する。

その際、テレワークに資する柔軟な勤務形態や、テレワーク勤務率の目標設定の可能性についても検討する。

これまでのペーパーレス化の取り組みを評価・点検するとともに、事務処理の電子化、業務見直し等による行政の効率化・合理化に関する費用対効果を踏まえた具体的な目標を検討する。

- (2) 国家公務員の給与の全額振込化に関する具体的な目標の設定について検討する。
- (3) 技術力の高いＩＴベンチャー企業から政府調達を拡大するための方策について検討する。
- (4) 自治体ごとのシステム開発による重複投資を回避し、円滑な相互接続・連携の実現のため、効率的で低廉かつセキュリティの高い電子自治体構築をめざし、電子自治体構築計画の策定、ＣＩＯの導入、外部専門家の活用、地方公共団体における事務の共通化と共同アウトソーシング、そのために不可欠なインフラとなる全国的なネットワーク整備等を一層強力に推進するため、例えば、地方公共団体における取組状況を把握し、ＩＴ戦略本部に対して報告すること等を検討する。